

皆野・長瀬下水道組合 業務委託指名競争入札心得

1. 入札期日は、指名通知で指示した日時及び場所において行う。
2. 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ封書にして入札箱に投入しなければならない。なお、初度の入札時には委託費内訳書も併せて提出するものとする。
3. 次の各号に該当すると認められた入札は、無効とする。
 - (1)入札書に記名押印のないもの、又は、入札書中要領の知得できないもの。
 - (2)入札事項を表示せず一定の金額、又は、価格の表示がないもの。
 - (3)入札人が協定して入札をなし、又は、不正行為のあった場合。
 - (4)他人が代理を兼ね、又は、二人以上の代理をしたもの。
4. 代理をもって入札をしようとするものは、入札前委任状を提出すること。
5. 一度提出した入札書の引換、変更又は、取り消しをすることはできない。
6. 入札に関し正当な理由がなく係職員の指示に従わず、あるいは、当方の不利を図るものは、指名を取り消すものとする。
7. 入札保証金は、免除とする。
8. 入札を希望しない場合には、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合には、その旨を申し出るものとする。
入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
9. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
10. 最低制限価格を下回った入札者は再度の入札には参加できないものとする。
11. 落札者の決定は、当方予定価格以下で最低価格の入札をした者を落札者とし、同価格の者があった場合は抽選により決定する。
12. 契約は、落札決定の日から7日以内に、別に指示する内訳明細書及び指定書類添付のうえ契約する。又、契約後10日以内に着工すること。もし落札者の都合により期間内に契約できないときは、棄権したものとみなす場合がある。
13. 物価の変動に基づく委託代金の変更は認めない。
14. 委託代金の支払いは、業務完了後とする。
15. その他細部については、関係法規に定めるものとする。